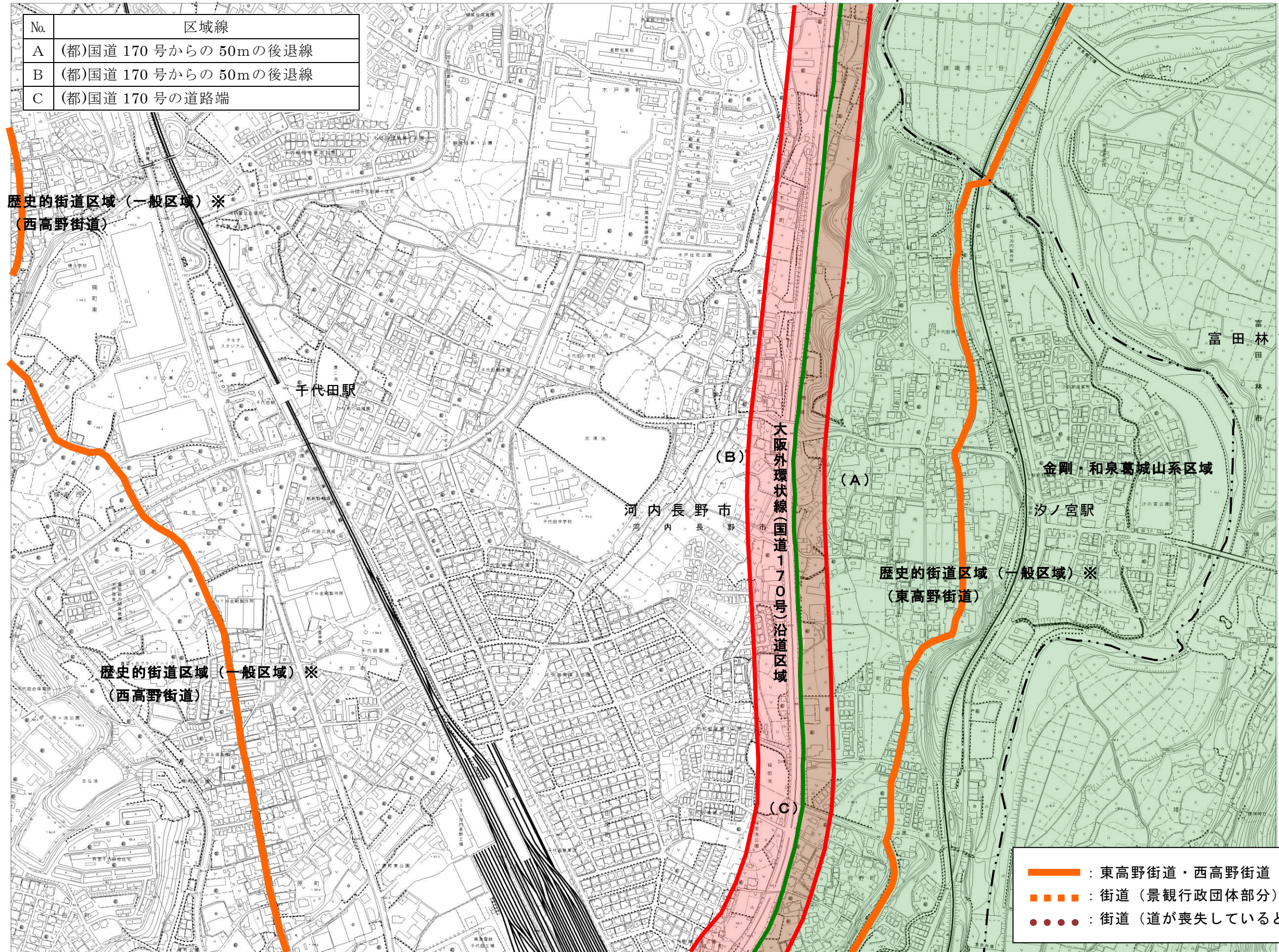


No.	区域線
A	(都)国道 170 号からの 50m の後退線
B	(都)国道 170 号からの 50m の後退線
C	(都)国道 170 号の道路端



- : 東高野街道・西高野街道
- - - : 街道（景観行政団体部分）
- : 街道（道が喪失しているところ）

※歴史的街道区域（一般区域）は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域（道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域）です。